

女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第 21 条関係）

特定事業主名： 岐阜市

令和 8 年 7 月 28 日公表

I 職員の男女の給与の額の差異（令和 7 年度）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	99.5%
全職員	74.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	101.1%
本庁課長相当職	96.4%
本庁課長補佐相当職	97.6%
本庁係長相当職	98.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.1%
31～35年	94.9%
26～30年	86.9%
21～25年	82.6%
16～20年	84.3%
11～15年	84.0%
6～10年	88.3%
1～5年	86.7%

【説明欄】

会計年度任用職員が全職員の約3割を占めており、その約7割が女性職員であることから全職員の給与の差異に表れている。

また、扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者である男性に支給している場合が多く、令和7年度末時点における各手当受給者に占める男性の割合は、扶養手当が88.5%、住居手当が59.4%である。

- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
管理的地位にある職員	16.2%

【説明欄】

・本項目における「管理的地位にある職員」は、下記Ⅲの「本庁部局長・次長相当職」及び「本庁課長相当職」を指している。
※特定事業主行動計画における数値目標については、上記に加え、管理職手当の支給対象となる「本庁課長補佐相当職」（主幹級）を含む。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
本庁部局長・次長相当職	5.9%
本庁課長相当職	22.4%
本庁課長補佐相当職	29.5%
本庁係長相当職	17.5%

【説明欄】

・「本庁係長相当職」には、「本庁課長補佐相当職」（主幹級）で、係長職を兼ねる職員は除く

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	73.1%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	3.4%	0.0%	—	0.0%
1週間以上2週間未満	2.3%	0.0%	—	0.0%
2週間以上1月以下	49.5%	0.0%	—	0.0%
1月超3月以下	19.6%	2.4%	—	7.1%
3月超6月以下	18.4%	1.2%	—	28.6%
6月超9月以下	3.4%	1.2%	—	35.7%
9月超12月以下	3.4%	14.1%	—	28.6%
12月超24月以下	0.0%	10.5%	—	0.0%
24月超	0.0%	70.6%	—	—

【説明欄】

- ・同年度中に同一の子について、2回以上育児休業を取得した場合は、1回目の育児休業で期間を算定。
- ・会計年度任用職員の男性については、育児休業の取得対象者がいない。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	17.1 時間／月
内部部局等以外	12.1 時間／月

【説明欄】

男女の差について、内部部局は、男性 18.2 時間、女性 14.9 時間、内部部局等以外は、男性 13.9 時間、女性 9.7 時間となっており、いずれも男性の方が多い状況である。